

○ 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老計発0331007号通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>1 認知症介護実践研修</p> <p>(1) 実践者研修 ア～ウ (略) エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)アのとおりとする。 研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数<u>24時間(1,440分)</u>のうち、必修科目について15時間(900分)以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。 オ・カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 認知症対応型サービス事業開設者研修 本研修については、要綱4(2)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下、「都道府県等」という。）の実情に応じ必要な回数を行うこととする。 ア 本研修は、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。 イ (略) ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4(2)③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>及び指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所で行うこともできるものとする。 エ・オ (略)</p> <p>3 認知症対応型サービス事業管理者研修 本研修については、要綱4(3)で定められているところであるが、本研</p>	<p>1 認知症介護実践研修</p> <p>(1) 実践者研修 ア～ウ (略) エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(1)アのとおりとする。 研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数<u>20時間(1,200分)</u>のうち、必修科目について15時間(900分)以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。 オ・カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 認知症対応型サービス事業開設者研修 本研修については、要綱4(2)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下、「都道府県等」という。）の実情に応じ必要な回数を行うこととする。 ア 本研修は、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所</u>の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。 イ (略) ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4(2)③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所</u>とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所で行うこともできるものとする。 エ・オ (略)</p> <p>3 認知症対応型サービス事業管理者研修 本研修については、要綱4(3)で定められているところであるが、本研</p>

修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ～オ (略)

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4(4)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者(介護支援専門員)が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(4)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ～オ (略)

5～7 (略)

(別紙1)

(1) (略)

(2) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム
講義6時間(360分) 職場体験：8時間(480分)

教科名	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。	60分

修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ～オ (略)

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4(4)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所における小規模多機能型居宅介護計画又は複合型サービス計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(4)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ～オ (略)

5～7 (略)

(別紙1)

(1) (略)

(2) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム
講義6時間(360分) 職場体験：8時間(480分)

教科名	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。	60分

	<ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 	
2 認知症高齢者ケアのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。 	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 	60分
4 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 	480分

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義9時間 (540分)

教科名	目的及び内容	時間数
-----	--------	-----

	<ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 	
2 認知症高齢者ケアのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。 	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 	60分
4 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 	480分

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義9時間 (540分)

教科名	目的及び内容	時間数
-----	--------	-----

1 地域密着型サービス基準について	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。 	60分
2 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	90分
3 介護従事者に対する労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。 	60分
4 適切なサービス提供のあり方について	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p><地域等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 <p><サービスの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントとケアプランの基本的考え方 ケース会議・職員ミーティング 自己評価・外部評価の実施 サービスの質の向上と人材育成 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント 記録の重要性 など 	330分

1 地域密着型サービス基準について	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、<u>複合型サービス</u>の各指定基準を理解する。 	60分
2 地域密着型サービスの取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 	90分
3 介護従事者に対する労務管理について	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。 	60分
4 適切なサービス提供のあり方について	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p><地域等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 <p><サービスの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントとケアプランの基本的考え方 ケース会議・職員ミーティング 自己評価・外部評価の実施 サービスの質の向上と人材育成 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント 記録の重要性 など 	330分

改正前			改正後		
(4) 小規模多機能サービス計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義9時間 (540分)			(4) 小規模多機能サービス計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義9時間 (540分)		
教科名	目的及び内容	時間数	教科名	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視 	60分	1 総論・小規模多機能ケアの視点	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視 	60分

	点を理解する。	
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分
4 チームケア（記録・カンファレンス・アセスメント・プラン）	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(別紙2)～(別紙4) (略)

	点を理解する。	
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスのサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分
4 チームケア（記録・カンファレンス・アセスメント・プラン）	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び複合型サービス計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(別紙2)～(別紙4) (略)